

第 91 号議案

小城市立保育所運営規則の一部改正する規則について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

子ども・子育て支援法の施行に伴い、小城市立保育所定員及び保育時間の規則の一部を改正する。

小城市教育委員会規則第 号

小城市立保育所運営規則の一部を改正する規則

小城市立保育所運営規則（平成 19 年小城市教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「60 人」を「100 人」に、「90 人」を「120 人」に改める。

第 8 条中「午前 8 時 30 分」を「午前 8 時」に、「午後 4 時 30 分」を「午後 4 時」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

小城市立保育所運営規則(平成19年小城市教育委員会規則第13号)新旧対照表

現行	改正後(案)																				
<p>(入所定員)</p> <p>第2条 保育所の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="237 510 1102 753"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小城市立三里保育園</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td>小城市立岩松保育園</td> <td>150人</td> </tr> <tr> <td>小城市立小城保育園</td> <td>90人</td> </tr> <tr> <td>小城市立砥川保育園</td> <td>90人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(保育時間)</p> <p>第8条 保育時間は、原則として午前8時30分から午後4時30分までの8時間とする。ただし、保護者のやむを得ない事情により、教育委員会が特に必要と認めるときは、その保育時間を超えて保育を行うことができる。</p>	名称	定員	小城市立三里保育園	60人	小城市立岩松保育園	150人	小城市立小城保育園	90人	小城市立砥川保育園	90人	<p>(入所定員)</p> <p>第2条 保育所の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1133 510 1998 753"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小城市立三里保育園</td> <td>100人</td> </tr> <tr> <td>小城市立岩松保育園</td> <td>150人</td> </tr> <tr> <td>小城市立小城保育園</td> <td>120人</td> </tr> <tr> <td>小城市立砥川保育園</td> <td>120人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(保育時間)</p> <p>第8条 保育時間は、原則として午前8時 から午後4時 までの8時間とする。ただし、保護者のやむを得ない事情により、教育委員会が特に必要と認めるときは、その保育時間を超えて保育を行うことができる。</p>	名称	定員	小城市立三里保育園	100人	小城市立岩松保育園	150人	小城市立小城保育園	120人	小城市立砥川保育園	120人
名称	定員																				
小城市立三里保育園	60人																				
小城市立岩松保育園	150人																				
小城市立小城保育園	90人																				
小城市立砥川保育園	90人																				
名称	定員																				
小城市立三里保育園	100人																				
小城市立岩松保育園	150人																				
小城市立小城保育園	120人																				
小城市立砥川保育園	120人																				